



Declaration

Advancing Health Equity and Social Justice in Response to COVID-19

May 2020

国際社会小児科学小児保健学会 (ISSOP)

宣言

COVID-19 への対応を通じて子どもの健康の公平性と社会正義をさらに前へ

2020 年 5 月

国内および国際社会の子どもの健康と権利擁護を担う組織との協力を通じて

小児医療や小児保健、メンタルヘルスを担う専門家として

子どもの健康とウエル・ビーイングを脅かす

子どもの権利侵害、健康の不公平、そして社会正義の混乱の影響を

ただ目撃することは容認できません。

COVID-19 パンデミックは、子どもたちと若者（CHILDREN AND YOUTH）の健康とウエル・ビーイングに今後何年も影響を与える世界規模の子どもの権利の危機です。彼らは一般に感染による罹患率と死亡率のリスクは低いのですが、政府の対応と間接的なその影響は、健康とウエル・ビーイングにおいて深刻な不公平を悪化させるとともに、新たに発生させる恐れがあります。したがって、パンデミックは、その他の公民権、社会・経済・文化活動への権利と同様に、彼らの最適な生存、発達、健康そして医療サービスへの権利に重大なリスクをもたらします。

中低所得国（LMIC）、特に南アジアやアフリカの子どもたちと若者は、パンデミックの増大するリスクに晒されています。パンデミックに起因するグローバルな課題は、貧困、失業、暴力、食糧不安、不十分な住環境、読み書きの困難、教育へのアクセスの低下に加え、幼児期の発達、子どもの保護行政、医療保健、その他の重要なサービスに関連しています。これらの課題は、たとえ規模は小さくても、高所得国においても、特に社会的決定要因に対してあるいは慢性疾患および精神疾患によって周辺に追いやられた子どもたちと若者に影響を与えます。

COVID-19 パンデミックの影響下、不公平は世界規模で広がっています。政府、専門機関、医療サービス、専門家、子どもたち、若者そして家族が、地域社会と協力して COVID-19 の影響を抑制することは、パンデミックの一因となる気候変動と自由市場の国際化といった、社会および生態環境からみた相互依存する地球規模の危機の根本原因に対応することと同様に非常に重要

です。世界でも地域でも、**子どもたちと若者**の健康、発達、ウェル・ビーイングが優先される未来を打ち出し、将来の世界的危機への備えを確実にすることを、このパンデミックから学ばねばなりません。

これらの目的に向けて：

例えば、特に貧困下で暮らす**子どもたちと若者**は、子どもの権利侵害という重大なリスクに晒されています。彼らは、慢性疾患あるいは精神疾患をもっていたり、あるいは公的支援を受けていたり、暴力のリスクが高かったり、難民、移民であったり、国内で避難を強いられあるいは故郷を追われたり、そして原住民、先住民、部族構成民など辺縁におかれたり、働かされていたり、読み書きできなかったり、都市のスラム街、路上、または農村部、そして疎外されたコミュニティに住んでいたり、という状況にあります。そして

一方で、著しい貧困状態にある家族と暮らす**子どもたちと若者**は、パンデミックの影響を不釣り合いに過度に受けることで、飢え、栄養失調、および既存の疾患への罹患、あるいは規制のない労働、子ども虐待、性的搾取、人身売買、ジェンダーに基づく暴力（若年での強制結婚を含む）、あるいは過密な生活環境、あるいは親など本来面倒をみってくれる家族の仕事探しによる見守りの減少、あるいは就学前の学び、学校教育、レクリエーション、社会活動、または特別支援教育プログラムの中断、あるいは感染拡大と死者の増加による長期的な悪影響に直面する可能性があります。そして

一方で、**子どもたちと若者**は、教師や医師、その他の地域社会の支援者による見守りや擁護の低下によって、あるいは家族やケースワーカーによる面会の制限によって、あるいは司法判断の遅れによって、あるいは社会全体の対応力の低下によって、とくに低中所得国における子ども支援システム上の乏しいリソースによって、とりわけ公的保護の不備に伴う暴力やネグレクトが増える危険があります。そして

一方で、COVID-19 のパンデミックは、栄養、保育、教育、地域支援計画、その他の不可欠なサービスに繋がりにくくなるという多方面でのシステムの混乱を引き起こし、さらに地域計画、アウトリーチサービス、プライマリヘルスケア、成長のモニタリング、発達スクリーニングとサーベランス、定期予防接種、母親と乳児のケア、さらに必要な早期対応ができなくなり、これらは子どもたちのライフコース全体の健康と発達に影響を与えます。そして

一方で、移民、難民、亡命希望者、および国内で居場所を追われた**子どもたちと若者**は、国外へ追放されるあるいは他国へ移動を強いられるリスクがあり、政府が行う財政支援およびその他の支援に繋がりにくくなり、亡命申請の処理も遅れています。そして

一方で、障害のある**子どもたちと若者**、特に不利な社会経済的状況下で暮らす者たちは、COVID-19 に関する正確な情報を受け取る点でも、そして、遠隔学習によるセラピーや適切な教育の機会などコミュニティ内の支援事項にアクセスすることで居住施設および隔離施設でより安全に過ごすに当りという点でも、更なる困難に直面しています。そして、

一方で、すべての子どもたちと若者は、不平等、権利剥奪、社会的排除の拡大によって、COVID-19の影響をより受けやすくなります。子どもたちと若者の中で、元々の原住民、先住民、部族構成民、さらにその他の辺縁におかれた特定の者たちは、大家族へあるいは文化的つながりへの困難、さらにコミュニティへのアクセスの制限、あるいは既存のメンタルヘルスあるいは自殺問題の顕在化、という個別の課題に直面する可能性があります。そして

一方で、生活施設、少年または移民の収容施設およびグループホームで暮らす子どもたちと若者は、物理的な距離を保つことが困難であり、COVID-19検査と適切な医療サービスへのアクセスが制限される中で暮らしています。そして

一方で、子どもたちと若者とその家族は、特にその医療サービスシステムをギリギリの状態で運用してきた低中所得国において、医療設備や医療システムの崩壊によりCOVID-19に罹患することを恐れ、病気になっても医療機関にかかろうとしない可能性があります。そして、

一方で、低中所得国の子どもたちは、行政対応で負担できる範囲や医療サービスの配分問題、さらに地域を把握する担当者のマンパワーの制約により、研究成果や予防接種さらに治療の選択といった恩恵を受けられないかもしれません。

以上を踏まえ、すべての国の政府と国際組織が、COVID-19のパンデミックに対応するため子どもの権利に基づくアプローチ（Child Rights Based Approach: CRBA）を採用すること、および子どもたちと若者の健康、発達、ウエル・ビーイングが、健康の不公平を減らし、社会正義を前に進めるための明確な戦略をもって優先される未来を提案すると決意します。以下のように：

- すべての子どもたちと若者が最適な健康とヘルスケアを享受できる権利を実現します（第24条）。そして、
- すべての子どもたちと若者は、差別なく、最善の生存と発達を保障するために必要なリソースとサービスへの公平なアクセスが提供されます（第2条、6条、22条、23条）。そして、
- 公的私的または学術的な部門、組織、機関、研究所によって作成されたすべての決定と政策は、子どもたちと若者の最善の利益を考慮します（第3条）。そして、
- すべての子どもたちと若者は、発言権をもち、社会のすべての領域あるいは段階であっても自分たちに影響を与える決定に参加する権利があります（第12条）。そして、
- すべての子どもたちと若者は、正しい理解に基づく発言権をもち、彼らの健康とウエル・ビーイングおよび責任ある市民権の行使にあたって、正しい理解に基づいた決定を行うために必要な情報にアクセスできます（第17条）。

さらに、COVID-19が子どもたちと若者に及ぼす医学的、社会的、経済的、政治的、文化的、環境的な影響を軽減し、将来のパンデミックやその他の危機にこの影響が及ぶのを防ぎ、権利、公平性、社会正義を前進させるため、今そして未来に向けて危機から学ぶことをさらに決意します：

政府

市町村、地域、国、世界レベルの機関は、子どもたちと若者への対応を優先事項とし、パンデミック対応によって彼らのニーズに明確に対処する必要があります。そのため、次のことを行う必要があります：

- 家族や子どもたちと若者の声を、彼らに関わる全ての決定事項、行動および検討事項に取り入れます。
- 最も弱い立場の子どもたちへのサポートを強化することにより公平性に焦点を当てた、対等な部門間の連携と状況に応じた医療システムのための仕組みを確立します。
- 検査キット、医療機器、医薬品、個人用防護具などを世界規模で利用できるようにします。
- 子どもたちの健康とウェル・ビーイングに不可欠な社会的経済的な面での保護対応を強化します。
 - 食糧不足と飢えを防ぎ、食糧計画と地元の食糧生産を支援します。
 - 特に最も弱い立場の人たちのために、状況に応じた子育てと幼児期からの学びを支援します。
 - 安心できる住まいによって、食糧、上水、衛生設備が整備され、空間的に距離を維持できる住宅を提供します。
 - 家族に優しい雇用政策を拡大し、雇用を創出して守り、経済にリソースを投入します。
 - 家族をサポートするための経済戦略として、現金給付プログラムあるいは金銭面での相談支援や普遍的な最低賃金を含むその他の戦略を確立します。
 - 規制されていない児童労働、性的搾取、児童売買、早期強制結婚をコントロールします。
 - 移民、亡命希望者、臨時雇用者など疎外されたグループに、サービスと福利厚生を受ける資格のあることを明確にします。
- 子どもたちと家族のための保健医療、教育、必要な早期対応、ウェル・ビーイングそして介入サービスが「必須」のサービスと見なされ、パンデミックの際にも中断されないようにし、家族がこれらのリソースにアクセスするためのサポートを受けられるようにします。
- 先進的な児童保護機関をさらに発展させ、子どもたちと若者の安全を保つための戦略を前に進めます。
- 子どもの保護/里親養育/拘留システムの元にいる子どもたちと若者が、家族とコミュニケーションをとる機会をもてるようにします。
- COVID-19 パンデミックの間に発生した大気汚染の削減を維持するよう取り組みます。

小児科医と子どもの身体的精神的健康に関わる小児医療サービス提供者

医療およびメンタルヘルスの提供者には、パンデミックのあらゆる影響に対処する公平で学際的な医療保健アプローチを開発する上で重要な役割があります。そのため、次のことを行う必要があります。

- 尊厳と権利を一貫して支持するという意味で、子どもたちと若者の特別な健康上のニーズに応えるためのヘルスケアの仕組みを確立します。

- 最も周辺に追いやられた**子どもたちと若者**を優先して、予防、早期対応および治療プログラム（神経発達に有効な早期介入サービスを含む）を進め、重要なサービスへのアクセスを可能にする制度体系を展開します。
- COVID-19 陽性者への差別を防ぐためのアクセス可能なサービスと制度体系を備えることで、早期発見のため COVID-19 診断検査を増やし適切な隔離戦略を展開します。
- ステイグマを減らし、文化的にも発達の上でも適切でアクセス可能でエビデンスに基づいた情報、リソースそして必要な対応を提供できるように、ことばでの表現を豊かにします。
- 危機的状況下でもサービスを提供し続けるために、新しい方法、緊急時対応計画、遠隔医療、その他のテクノロジーを開発します。
- 子どもをしっかりと見守ると共に必要に応じて対面で重要な医療や支援のためのサービスを提供します。
- NGO や政府の支援と連携して「社会的処方」による対応を通じて、食糧不安、貧困、不安定な住環境など不十分な社会的ニーズに対処します。
- 自分自身のメンタルヘルスを管理しながら、**子どもたちと若者**にパンデミックについてどのように話して、彼らのメンタルヘルスをどのようにサポートすればよいかについて、親にガイダンスを提供します。
- 通訳者へのアクセスと文化的背景を尊重するケアを提供します。
- あらゆる局面での子どもへの暴力の増加に対応し、そして記録します。
- 障害をもつ**子どもたちと若者**の特別なニーズと権利を確認して、それに対処します。
- 「二世代」アプローチを用いた医療サービスを構築します。その場合、妊娠出産に伴う健康問題を含めた妊産婦の健康とメンタルヘルスの問題は、子どもたちの健康問題と合わせて取り組まれます。

政策立案者と研究者

小児科医と子どもの健康とメンタルヘルスの提供者は、プログラムの開発、実施とその評価のために、エビデンスに基づく政策、手順および実践を採用する必要があります。そのため、次のことを行う必要があります：

- 特にこれらの決定の潜在的な悪影響が知られていて、有益性の明確な科学的エビデンスがない場合は、**子どもたちと若者**に関する意思決定は慎重を期します。
- 子どもの権利、社会正義、健康の公平性を測る基準を統合するプログラム、システム、ポリシーに対して、継続的な評価と持続的な質的改善を行います。
- 専門教育、研究そしてその評価といった、パンデミックの影響を緩和するための知識とエビデンスを発見し普及させます。

擁護（アドボカシー）

小児科、小児保健およびその他の専門組織は、地域、国、および国際レベルですべての**子どもたちと若者**のニーズと権利を擁護することに全面的に関与する必要があります。そのため、次のことを行う必要があります。

- 人道的な生活条件、食糧確保、医療サービスへのアクセス、安全、および養育を含む、**子どもたちと若者**のニーズと権利を擁護します。

- 子どもと家族を支援する福祉、雇用、子どもの保護サービスを提唱します。
- 明確に定められた目標と目的を掲げ、子どもの権利、社会正義、健康の公平性の推進に焦点を当てます。
- 国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、その他の公共、非政府、民間セクターの地域、国内、国際機関との主要なパートナーとして協力します。
- 子どもの声がすべての取り組みの前面にあることを確認します。
- パンデミックへの対応のあらゆる側面に参加するために、地域的、国レベルあるいは国際的な小児科学会を結集します。
- COVID-19 のパンデミックの際に発生した炭素排出量の削減を維持するよう政府に働きかけます。

小児科医、その他の小児医療保健提供者、さらに臨床診療、システム開発、政策策定に関わる専門組織によるグローバルな任務に取り組む包括的な「子どもたちと若者のための行動計画」は、子どもたちと若者に影響を与える現在および将来の危機に対応するためにますます重要になるでしょう。

~~~~~

Translated by Hajime Takeuchi (ISSOP research member / Bukkyo Univ.)  
 翻訳：ISSOP リサーチ検討メンバー／佛教大学社会福祉学部 武内 一

#### 脚注

1. well-being は、福祉あるいは福利、健康などと訳されるが、適切な和訳はないと判断してウェル・ビーイングとした。
2. intervention は、介入と訳すとネガティブな印象もあり、（必要な）対応とした。
3. 原文で“CHILDRAEN AND YOUTH”と書かれていた部分は、すべて「子どもと若者」とした。
4. 原文にあるイタリック体は、日本語でも相当する文章あるいは単語を斜体標記とした。
5. Food は食糧で統一した。

その他、日本語に翻訳するにあたって、スムーズに読めるよう、ある程度必要と思われた修正を行っている点をご了承ください。

原文は、以下からダウンロードできる。[https://www.issop.org/cmdownloads/issop\\_covid-declaration/](https://www.issop.org/cmdownloads/issop_covid-declaration/)